

# 大分県報

令和四年

第三二四号

七月十二日

(火曜日)

## 目次

### 告示

指定予定保安林(三件)……………一  
道路区域の変更(二件)……………二

### 公安委員会告示

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則による犯罪被害者等早期援助団体の代表者の氏名変更……………三

### 公告

林業種苗法による生産事業者講習会の開催……………三  
落札者等の公示……………三

### 正誤

令和四年三月三十一日付け大分県報号外(十六)に登載の大分県規則第二十一号(都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則の一部改正)中の訂正……………三

## ○告示

### 大分県告示第三百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和四年七月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

### 一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字大野字下字曾三二七六番一・三二七八番三・三二八〇番六・三二八一番一・三二八一番二・三二九六番一(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、三二七六番三、三二七八番一、三二八〇番一、三二八〇番四、三二八〇番五、三二九六番

二、三二九六番三、字上字曾三三一〇番一、三三二〇番二、三三三一番、大字川原口字ヲクナル二五〇〇番二、二五〇〇番四、字クラガリ二五〇四番、二五〇六番、二五〇七番、字ウソ川内二五五四番一から二五五四番六まで、二五六二番一から二五六二番四まで、二五六三番、二五六七番、二五六八番一、二五六八番二

### 二 指定の目的

水源の涵養

### 三 指定実施要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

### 大分県告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和四年七月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

### 一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字上津川字吹平六五〇番、字石ノ塔六六四番

### 二 指定の目的

水源の涵養

### 三 指定実施要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和四年七月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市三重町中津留字申子八三六番、八三七番一、八三七番二、八五九番、字若宮前八九〇番一二、八九〇番一三、九〇三番、九〇四番、字中ノ谷九〇五番一、九〇五番二、九〇五番四、九〇五番八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年七月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年七月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 区 間 区域変更前後別 敷地の幅員 延長

豊後大野市緒方町尾平鉾山字川向一五二番九地内 前 七三・一六メートル 四〇〇・〇

豊後大野市緒方町尾平鉾山字川向一五二番八地内 後 九七・三メートル 四〇〇・〇

大分県告示第三百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年七月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年七月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 区 間 区域変更前後別 敷地の幅員 延長 備考

宇佐市安心院町下毛字知野一・九五番二から宇佐市安心院町下毛字九人ヶ峠一・三五・一三番三まで 前 A 三三・二メートル 二三〇・五

宇佐市安心院町下毛字知野一・九五番一から宇佐市安心院町下毛字九人ヶ峠一・三五・一三番三まで 後 A 三三・二メートル 二三〇・五

宇佐市安心院町下毛字知野一・九五番一から宇佐市安心院町下毛字九人ヶ峠一・三五・一三番三まで 後 B 四六・八メートル 二六四・九

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

# ○公安委員会告示

## 大分県公安委員会告示第74号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、次のとおり犯罪被害者等早期援助団体から事務所の代表者の氏名の変更の届出があった。

令和4年7月12日

大分県公安委員会委員長 若 本 光 生

- 公益社団法人大分被害者支援センターの代表者の氏名  
変更前 理事長 三 井 嘉 雄  
変更後 理事長 千 野 博 之
- 変更年月日  
令和4年6月10日

# ○公 告

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり生産事業者講習会を開催する。

令和四年七月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 講習会の日時及び場所  
1 日時 令和四年九月九日 午前九時から  
2 場所 大分市花園二丁目六番四十六号 大分県林業会館新館三階研修室
- 講習内容  
1 種苗に関する法令 二時間  
2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間  
3 種苗の生産技術に関する事項 二時間  
3 受講申込書の受付期間及び提出先
- 講習を受けようとする者は、生産事業者講習会受講申込書を令和四年八月二十九日まで  
に住所を管轄する大分県各振興局農山（漁）村振興部に提出すること。
- 講習手数料

講習を受けようとする者は、林業種苗生産事業者講習手数料として、一万四千円の大分県収入証紙を受講申込書に貼り付けること。

- 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 駐車場は会場近くの河川敷駐車場を利用すること（別途ホームページに掲載）。林業会館駐車場は利用不可とする。

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年七月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
特定シーン検索装置 十七式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県警察本部刑事部刑事企画課  
大分市大手町三丁目一番一号
- 落札者を決定した日  
令和四年六月十五日
- 落札者の氏名及び住所  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬 場 高 一  
東京都千代田区神田練塀町三番地
- 落札金額  
五十七万五千九百九十二円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告をした日  
令和四年五月二日

# ○正 誤

令和四年三月三十一日付け大分県報号外（十六）に登載の大分県規則第二十一号（都市計画法による開発行為許可申請の手続に関する規則の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正

	八	
	下	
	右から十六	
	ことがとが	
	ことが	

令和四年七月十二日

大分県報（正誤）